

生殖医療と里親・養親

～地域支援ネットワークの実践報告～

Reproductive treatment and foster parents/adoptive parents

-Practical Research by the local support network-

荒木 晃子

Araki Akiko

立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構

Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University

キーワード：生殖医療、児童福祉、行政、地域支援ネットワーク

Key words: reproductive treatment, child welfare, government, local support network

目的

2010年国内に不妊治療後実子を得られなかった当事者が多く存在する一方で、児童養護施設には約3万人、乳児院には約3千人の家庭を必要とする子どもたちが暮らしている。本研究は、不妊治療を経験した後、里親または養親となった不妊当事者たちが個別に語る「子どもたちと出会うまでにたどった道程」に、社会資源を活用した地域連携の援助体系をシステム化し、当事者カップルと子どもの出会いを地域社会全体で支援することを目的とした実践報告である。

方法

はじめに、島根県の生殖医療施設で、過去に治療後里親・養親となった、または、不妊治療中実子以外の子どもと家族をつくった患者への医療者の関与を調査した。同時に、不妊治療を経験した後子どもを迎え、里親を経て特別養子縁組した当事者の語りを得た。続いて、その不妊当事者カップルと子どもが出会う道程に関与した、島根県下の行政担当課及び福祉施設を訪ね、研究趣旨を説明の後、過去の事例とその問題点、今後抱える課題についての語りを得た。なお、本調査は県外でも実施した。その際、乳児院と児童相談所各相談員の協力は、いずれも不可欠であった。結果、それらの管轄を担う島根県行政担当課の協力のもと、行政をはじめとする地域連携の協働の同意を得た

結果

不妊治療後養親になった当事者の語りから、子どもと出会う道程に、生殖医療・行政・児童相談所の協力は不可欠だが、治療中は医療施設で治療以外の情報は得られない、という課題提示があった。また、生殖医療施設からは、過去の事例や個別に対応した事例の紹介があった。当事者が子どもと出会うためには、児童相談所・行政が用意する手続き等は必須である。しかし、国内の生殖医療施設に、医療情報以外の提供は義務付けられておらず、通院中にすべての選択肢情報を得るには、個別に情報収

集の必要があった。さらに、県内外の児童相談所相談員へのインタビューで、対応する相談担当者如何では「不妊への理解が不足している」、もしくは「配慮のない対応があった」事例も実在した。

以上の調査結果を、それぞれを担当する行政担当課へ出向き報告した。調査した県内外の児童相談所や乳児院では、「これまで対象を不妊当事者に限定し、里親・養親を検討することはなかった」といった意見が多かった。

考察

不妊当事者カップルへ対応する医療・行政の相談員には、毎年行政主催の不妊相談研修会が実施されていたが、治療以外の選択肢に対応する研修内容はなかった。一方、児童福祉・行政などの相談員にも児童擁護の研修制度が設けられているが、不妊当事者への対応内容は含まれず、「不妊当事者は問題」として過去の掲題に上がっていたという。また、不妊問題に直面した当事者たちには、自然に子どもが授かる可能性を残したまま夫婦で生活する、実子を得る可能性を医療技術に求め、生殖医療の協力を得て不妊を治療する、血縁意識を外し、子どもを擁護する援助者の協力を得て里親または養親となり家族をつくる、の3つの選択肢があり、その決定権は当事者カップルにある。以上を小冊子にまとめ、情報ツールとして地域に活用することを行政に提案し承諾を得た。2010年1月立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構(R-GIRO)より発行された冊子「ファミリー・aim・パスポート」は、医療・児童福祉・行政・不妊当事者の共同で完成に至った。当事者にある“全ての選択肢”を社会資源として提示し、施設で暮らす子どもたちへ“新たな家族の可能性”を広げることを目的とし、島根県で家族をつくるための地域支援ネットワークに共通のツールとなった。

以上